

2015年1月19日

「ザンビア保健投資支援プロジェクト(2015年-2016年)」

(公示日:2015年1月7日/公示番号:141127)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書19ページ 7. その他留意事項 (2)技術研修及びディセミネーション・ワークショップの規模及びコスト負担	左記内容の説明中に、「カウンターパート(C/P)出席者の日当・宿泊については、JICA ザンビア事務所が規定する範囲内に抑える必要がある。」とあります。 現在、貴機構ザンビア事務所が採用されておられますプロジェクトのC/Pに関連する日当・宿泊等の諸規定をお教え頂けますでしょうか。	JICA ザンビア事務所の規定を、業務指示書配布依頼をした者に配布します。
2	当該頁なし	コンサルタントによる現地での業務従事体制につきまして、秘書(1名)、ならびに運転手(2名)を雇ううえ業務を推進させて頂きたいと考えております。また、雇用経費を一般業務費に計上のうえ、現地スタッフの雇用を図りたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	計上は認めますが、契約交渉の際にその必要性について説明いたします。
3	当該頁なし	現地業務につきまして、コピー機やプリンター、その他プロジェクト執務室の運営費用を一般業務費に計上のうえ、プロジェクトの円滑な運用を図りたいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。	計上は認めますが、契約交渉の際にその必要性について説明いたします。

以上